# 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和4年 4月 28日

支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 東川 直正

- 1. 一般競争に付する事項
- (1)調達案件の名称及び数量

R4-8国営飛鳥·平城宮跡歴史公園運営維持管理業務 1式

(電子調達システム対象案件)

(2) 調達案件の概要

R4-8国営飛鳥・平城宮跡歴史公園運営維持管理業務入札実施要項(以下「実施要項」 という。)による。

(3) 履行期間

令和5年2月1日から令和9年1月31日まで

(4) 履行場所

国営飛鳥・平城宮跡歴史公園

- · 飛鳥区域 奈良県高市郡明日香村
- 平城宮跡区域 奈良県奈良市佐紀町
- (5) 入札方法
  - ① 落札決定にあたっては、総合評価落札方式(加算方式)をもって行うので、総合評価のための本事業実施の具体的な方法及びその質の確保の方法等に関する書類(以下「企画書」という。)、競争参加資格等必要とされる資格を確認するための書類を添付した書類(以下「申請書等」という。)を提出すること。
  - ② 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税の 税率を乗じて得た額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、そ の端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は消 費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積 もった契約希望金額から当該金額に係る消費税及び地方消費税に相当する額を減じ た金額を入札書に記載すること。
  - ③ 電報及び郵送による入札は認めない。
  - ④ 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。
- (6) 電子調達システムの利用

本案件は、入札及び競争参加資格確認申請書等(以下「申請書等」という。)の

提出を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムにより難い場合は、紙入札方式参加願を提出するものとする。

#### 2. 競争参加資格等

### (1) 単体企業

- ① 法第15条において準用する第10条各号に該当する者でないこと。
- ② 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ③ 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」 の近畿地域の競争参加資格を有する者であること。

なお、当該資格に係る申請については、「競争参加者の資格に関する公示」(令和4年3月31日付官報)の別表に記載されている申請受付窓口(近畿地方整備局総務部契約課ほか)にて随時受け付けている。

- ④ 申請書等の受領期限の日から開札の時までの期間に、近畿地方整備局長から指名 停止を受けている期間がないこと。
- ⑤ 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者(「競争参加者の資格に関する公示」(令和4年3月31日付け衆議院庶務部会計課長、参議院庶務部会計課長、国立国会図書館総務部会計課長、最高裁判所事務総局経理局長、会計検査院事務総長官房会計課長、内閣府大臣官房会計課長、復興庁会計担当参事官、総務省大臣官房会計課長、法務省大臣官房会計課長、外務省大臣官房会計課長、財務省大臣官房会計課長、文部科学省大臣官房会計課長、厚生労働省大臣官房会計課長、農林水産省大臣官房参事官(経理)、経済産業省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房会計課長、環境省大臣官房会計課長、防衛省大臣官房会計課長。以下、「令和4年3月31日付け公示」という。)に基づく「会社更生法及び民事再生法開始に基づく更生手続の決定等を受けた者の手続」を行った者を除く。)でないこと。
- ⑥ 電子調達システムによる場合は、電子認証(ICカード)を取得していること。
- ① 入札説明書及び図書等を下記3(3)の交付方法により、下記3(2)の交付期間に、電子調達システムから自ら直接ダウンロード、または支出負担行為担当官から直接交付を受けた入札説明書及び図書等により作成した申請書を下記3(5)の受領期限までに提出した者であること。
- ⑧ 他の入札参加者又は所属する共同体以外の共同体の構成員との間に以下の基準の いずれかに該当する関係がないこと。
  - (a) 資本関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社 の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。
    - ・親会社と子会社の関係にある場合
    - ・親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
  - (b) 人的関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただしii) については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。
    - i) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
    - ii) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

- ⑨ 競争の公正性を害すると判断される場合には、本業務に係る業務に関与する者でないこと。
- ⑩ 近畿地方整備局国営公園運営維持管理業務評価アドバイザーが属する事業者でないこと。
- ① 守秘義務の遵守などについて社内の規則で明記していること。
- ② 国営飛鳥歴史公園事務所で令和3年度に実施の「国営飛鳥歴史公園管理水準調査業務」、令和3年度に実施の「国営飛鳥・平城宮跡歴史公園利用実態調査業務」、令和3年度に実施の「国営飛鳥歴史公園調査設計・設計積算資料整理業務」に参加している者及び当該業務の管理技術者・担当技術者の出向・派遣元並びにこれらの者と資本面・人事面で関係がある者でないこと。
- ③ 企業の業務実績に関する要件

実施要項1.2.に掲げる業務を担当する企業等は、業務内容に応じて実施要項3.2.に示す「表6企業の業務実績等に関する要件」を満たすこと。なお、参加資格要件の確認は、3(5)申請書等の提出期限の日をもって行うものとする。

表6 企業の業務実績等に関する要件

		表り 企業の業権	务美顔等に関する要1	<del>T</del>
	①本業務全体の	②施設·設備維	③植物管理業務	④収益施設等設置管理運営
	マネジメント	持管理業務		業務
	及び企画立案			
	業務			
	・本業務全体の	・施設・設備維	・植物管理業務に	· 収益施設等設置管理運営
	マネジメント	持管理業務に	必要な要件	業務に必要な要件
	及び企画立案	必要な要件		
	業務に必要な			
	要件			
業務	下記に示す業務(	平成15年度以降に	に完了した履行期間	が概ね12ヶ月以上の業務に
実 績	限る)において1	件以上の実績を有	育していること (申	請書類提出時において実施
<b>※</b> 1	中の業務にあって	は、令和5年1月31	日までに完了するも	<b>の</b> )
	下記の1)~2)の	下記の1)~2)の	下記の1)~2)のい	下記の1)~2)のいずれかを
	いずれかを対象	いずれかを対象	ずれかを対象とし	対象とした収益施設等設置
	とした業務全体	とした施設・設	た植物管理業務(本	管理運営業務(本実施要項
	のマネジメント	備維持管理業務	実施要項1.2.3参	1.2.4参照)の実績(収益
	及び企画立案業	(本実施要項1.2.	照)の実績を1件	施設のうち、いずれか1種
	務(本実施要項1.	2参照) の実績を	以上有すること	類以上の運営を行った実
	2.1参照) の実績	1件以上有する		績)を1件以上有すること
	を1件以上有す	こと		
	ること			
	1) 地区公園、特殊	公園、都市住民会	と般の休息、鑑賞、	散歩、遊戯、運動等の利用
	に供している都市	公園(総合公園、	運動公園、広域公園	及び国営公園など)
	2) レクリエーショ	ン施設※2 又は観	観光・商業施設※3	で、園地※4 管理を行って
	いる施設			
注	共同体等の代表	共同体等の一員	(代表者以外) として	ての実績も認める
意	者等の中心的役			
事	割を担った業務			

	項	のみを実績とする		
,	<u></u> 呆 有		1級造園施工管理	
1	資格		技士を1名以上有	
	者		する法人であるこ	
			ح	

- ※1:業務実績は、契約書等により実績が確認できるものに限る。(共同体での実績の 場合は、当該企業が実施した業務分のみが実績となる。)
- ※2:レクリエーション施設:主に屋外において、都市公園法の公園施設と同様な施設 の構成により不特定多数の利用者へ有料でサービスを提供しているもの(例:遊 園地、動物園、植物園、水族館、牧場、テーマパーク、ゴルフ場等)
- ※3:観光・商業施設:宿泊、ツアーガイド、物品販売など多様なサービスを一元的に 不特定多数の利用者へ有料で提供しているもの(例:大規模ホテル、複合ショッ ピングセンター等)
- ※4:園地:屋外において年間を通して植物と空地が一体となり、それらの利用・鑑賞を目的として広く一般に周知されているとともに、適切かつ計画的な維持管理がなされている現存する園地。(移動可能なプランター等の植物管理は含まない。)

# ⑭ 配置予定者の業務実績等に関する要件

実施要項1.2.に掲げる業務を担当する配置予定者は、業務内容に応じて実施 要項3.3.に示す「表7配置予定者の業務実績等に関する要件」を満たすこと。 なお、競争参加資格の確認は、3(5)申請書等の提出期限の日をもって行うもの とする。

#### 表 7 配置予定者の業務実績等に関する要件

	衣 (	配直了た有の未務を	傾守に因りる女子	
	①本業務全体のマネジ メント及び企画立案 業務の業務責任者 (総括責任者)	②施設・設備維持管 理業務の業務責任 者		④収益施設等設置管 理運営業務の業務 責任者
務。	<b>务に限る)の経験を有す</b>	つること (申請書類提出		が概ね12ヶ月以上の業 業務にあっては、令和5
経験※1 経験※1	F1月31日までに完了す 下記の1)〜2)のいずれ かを対象とした業務全 本のマネジメント及び 全画立案業務(本実施 要項1.2.1参照)の実 責を有し、かつ、下記 のア)〜ウ)のいずれかの 経験を有すること	下記の1)~2)のいずれかを対象とした施設・設備維持管理業務(本実施要項1.2.2参照)に関する業務の実績を有し、かつ、	ずれかを対象とし た植物管理業務 (本 実施 要項1.2.3 素 照)に関するし、業 の実績を管理業 に関する下記のこ に関する下記のエ	れかをと置を実施ととでである。 として理項1.業設とでである。 として理項1.業設には、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、
図 2 V ア イ	)都市住民全般の休息、 園(総合公園、運動公園 )レクリエーション施部 いる施設 )延べ2年以上の総括 責任者※2の経験 )延べ3年以上の業務 責任者※3の経験 )総括責任者※2また	<ul><li>1、広域公園及び国営公 は 又は観光・商業施</li><li>エ)延べ2年以</li></ul>	園など)	

は業務責任者※3 の 経験を有し、かつ技 術士(建設部門:都 市及び地方計画)ま たは技術士(総合技 術監理部門:建設) の資格を有する者

務施設・設備維持管理業 | 務(本実施要項1.2.2 | 関する業務(本実 | 営業務 (本実施要項1. の務、植物管理業務、収 参照)に関する業務 | 施要項1.2.3参照) | 2.4参照)に関する業 経益施設等設置管理運営 の実績を有し、かつ、 闕業務(本実施要項1.2. |施設・設備維持管理 |つ、植物管理業務 |のうち、いずれか1 1(1)、(2)、1.2.2~1. |業務に関する下記の|に関する下記のエ)|種類以上の運営を行 2.4参照)のいずれか」こ)又はオ)のいずれか、又はオ)のいずれか」った実績)を有し、 に関する業務の実績を の経験を有すること 有し、かつ下記のア) ~ウ)のいずれかの経験 を有すること

の実績を有し、か務の実績(収益施設 の経験を有するこ かつ、収益施設等設 置管理運営業務に関 する下記のエ)又はオ) のいずれかの経験を 有すること

- 3)都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等の利用に供している4ha以上の都市公園 (総合公園、運動公園、広域公園及び国営公園)
- 4)都市公園の種別として、地区公園又は特殊公園
- 5)レクリエーション施設※4 又は観光・商業施設※5 で、園地※6 管理を行っている施設
- ア)延べ2年以上の総括 責任者※2 の経験
- (1)延べ3年以上の業務 責任者※3 の経験
- り)総括責任者※2 また は業務責任者※3 の 経験を有し、かつ技 術士(建設部門:都 市及び地方計画)ま たは技術士(総合技 術監理部門:建設) の資格を有する者
- エ)延べ2年以上の業務責任者※3 の経験
- お延べ3年以上の業務経験

資 格

1級造園施工管理

実 施 体 制

- ・業務責任者※3 は、令和5年2月1日時点において、単体企業又は共同体の構成員との直接 的な雇用関係があるものであること。企画書の提出時に雇用関係が無い場合は、業務開 始時までに雇用関係にあること(雇用関係にあることを約束する念書等(任意書式)で 確認する)。なお、単体企業又は共同体の構成員との直接的な雇用関係がないことが判明 した場合、「虚偽の記載」として取り扱う。
- ・上記①の業務責任者※3 1名を総括責任者※2 とすること。
- ・共同体にあっては、上記①の総括責任者※2 は代表企業に所属する者とすること。
- ・総括責任者は、原則、実施期間中専任(※7)とする。なお、病気・死亡・出産・育児・ 介護等の事情によりやむを得ず総括責任者又は総括責任者以外の業務責任者を変更する 場合は、上記に掲げる基準を満たし、かつ、当初の者と同等以上の者を配置するものと し、予め近畿地方整備局の承諾を得るものとする。
- ・総括責任者※2 は各業務の業務責任者を兼務することができる。また、業務責任者※3 は他業務の業務責任者※3 を兼務することができる。
- ・開園期間中は、上記①~④の業務責任者のうち少なくとも1名以上が勤務する体制とす ること。さらに業務責任者が勤務しない業務については、その業務に精通した者を勤務 させるものとし、緊急対応を含め上記①~④が円滑かつ迅速に行われる勤務体制をとる こと。なお、やむを得ず業務責任者を1人以上勤務する体制をとることが一時的に困難 となる場合には、緊急対応を含め、上記①~④の業務が迅速かつ円滑に行われる勤務体 制を確保した上で、事前に総括調査員の承諾を得ること。(ただし、事故などやむを得な い事由により事前に承認を得られない場合を除く。)
- ・主な業務従事(勤務)場所は、飛鳥管理センター(飛鳥区域高松塚周辺地区)または平

城宮跡管理センター(平城宮跡区域)とすることを想定している。なお、上記①〜④の 業務が迅速かつ円滑に行われる体制が確保できるのであれば、テレワークについても勤 務と認める。

- ※1:業務実績は、契約書等により実施が確認できるものに限る。(共同体での実績の 場合は、当該配置予定者が実施した業務のみが実績となる。)
- ※2:総括責任者とは、複数の業務分野について全体的に総括する立場の者をいう。収益施設等設置管理運営業務を行う場合及び収益施設等設置管理運営業務責任者と 兼務する場合、収益施設等設置管理運営業務とそれ以外の業務との従事割合等を 明確に区分し、収益施設等設置管理運営業務への委託費の支出は認めない。
- ※3:業務責任者とは、個別業務の責任者をいう。収益施設等設置管理運営業務責任者と兼務する場合、収益施設等設置管理運営業務とそれ以外の業務との従事割合等を明確に区分し、収益施設等設置管理運営業務への委託費の支出は認めない。なお、複数の業務分野について全体的に総括する立場の者を補佐する者の経験は、業務責任者の経験とみなす。
- ※4: レクリエーション施設:主に屋外において、都市公園法の公園施設と同様な施設 の構成により不特定多数の利用者へ有料でサービスを提供しているもの(例:遊 園地、動物園、植物園、水族館、牧場、テーマパーク、ゴルフ場等)
- ※5:観光・商業施設:宿泊、ツアーガイド、物品販売など多様なサービスを一元的に 不特定多数の利用者へ有料で提供しているもの(例:大規模ホテル、複合ショッ ピングセンター等)
- ※6:園地:屋外において年間を通して植物と空地が一体となり、それらの利用・鑑賞を目的として広く一般に周知されているとともに、適切かつ計画的な維持管理がなされている現存する園地。(移動可能なプランター等の植物管理は含まない。)
- ※7: 専任とは、他の工事及び業務等に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該業務に 係る職務にのみ従事していることをいう。ただし、契約の締結後、業務を開始す るまでの期間(準備期間)は専任を要しない。
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、 国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続しているもの でないこと。

#### (2) 共同体

- ① 2(1)に掲げる条件を満たしている者より構成される共同体であること。
- ② 業務形態
  - (a) 構成員の分担業務が、業務の内容により、「R4-8国営飛鳥・平城宮跡歴史公園 運営維持管理業務△△・××共同体協定書」において明らかであること。
  - (b) 一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、「R4-8国営 飛鳥・平城宮跡歴史公園運営維持管理業務△△・××共同体協定書」において明 らかであること。
- ③ 代表者要件

構成員において決定された代表者が、「R4-8国営飛鳥・平城宮跡歴史公園運営維持管理業務△△・××共同体協定書」において明らかであること。

- ④ 共同体の協定書は別紙1に示した「R4-8国営飛鳥・平城宮跡歴史公園運営維持管理業務△△・××共同体協定書」によるものであること。
- ⑤ 共同体で本業務を履行する場合は、申請書等と併せて「R4-8国営飛鳥・平城宮跡 歴史公園運営維持管理業務△△・××共同体協定書」を提出すること。
- ⑥ 共同体で本業務を実施する場合、代表企業は、本業務全体のマネジメント及び企 画立案業務、施設・設備維持管理業務、植物管理業務、収益施設等設置管理運営業

務を包括的に管理すること。

- ⑦ 入札参加者は、共同体として参加する場合、下記の業務を担当する企業を明らかにするものとする。
  - (a) 本業務全体のマネジメント及び企画立案業務
  - (b) 施設·設備維持管理業務
  - (c)植物管理業務
  - (d) 収益施設等設置管理運営業務
- ⑧ 入札参加者は、共同体として参加する場合、代表企業を定め、当該代表企業が入 札・契約手続きを行うこととする。代表企業は、上記2(2)⑦(a)本業務全体 のマネジメント及び企画立案業務を担当する企業とする。
- ⑨ 入札参加者は、共同体として参加する場合、3(5)申請書等の提出期限の日以降は、共同体を構成する者の変更を認めない。
- ⑩ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

#### 3. 入札書の提出場所等

(1)入札書の提出場所及び契約条項を示す場所並びに当該入札に関する問い合わせ先 〒540-8586 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館

近畿地方整備局総務部契約課購買第一係

電話06-6942-1141 (内線2536)

- (2) 入札説明書及び図書等の交付期間 別表1のとおり。
- (3) 入札説明書及び図書等の交付する場所及び方法

電子調達システムにより交付する。(質問回答等を、電子調達システムの調達資料ダウンロード機能を用いて行うため、資料のダウンロードの際に「ダウンロードした案件について訂正・取消が行われた際に更新通知メールの配信を希望する」にチェックを入れること。)

ただし、やむを得ない事由により、電子調達システムにより入手が出来ない場合は、支出負担行為担当官から直接交付を行うので、上記3(1)に問い合わせること。

(4) 電子調達システムのURL

https://www.geps.go.jp/

- (5) 電子調達システム及び紙入札方式による申請書等の受領期限 別表1のとおり。
- (6) 企画書及び収益施設運営計画書の受領期限 別表1のとおり。
- (7) 電子調達システム及び紙入札方式による入札書の受領期限 別表1のとおり。
- (8) 開札の日時及び場所

日時 別表1のとおり。

場所 近畿地方整備局 入札室

## 4. その他

- (1) 契約手続きに使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金
   免除

   契約保証金
   要
- (3) 入札者に要求される事項
- ① 電子調達システムにより参加を希望する者は、所定の受領期限までに申請書等を 上記3(4)に示すURLに提出しなければならない。
- ② 紙入札方式により参加を希望する者は、所定の受領期限までに申請書等を上記3 (1)に示す場所に提出しなければならない。

なお、①、②いずれの場合も、開札日の前日までの間において、支出負担行為担 当官から申請書等の内容に関する照会があった場合には、説明しなければならない。

(4) 企画書に関するヒアリング

提出された企画書について以下のとおりヒアリングを実施する。

- ①実施予定日:別表1のとおり。
- ②実施時間:別途通知する。
- ③実施場所:近畿地方整備局 新館3階 建政部補助対応室(住所は上記3(1)に同じ。)
- (5)入札の無効

競争に参加する資格を有しない者のした入札、入札の条件に違反した入札及び電子調達システムを利用するためのICカードを不正に使用した者の入札は無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法
  - ① 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で入札したもののうち、実施要項(5.2.2)総合評価の方法によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値の最も高い者を当該契約の相手方とすることがある。

- ② 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。
- (8) 手続きにおける交渉の有無 無
- (9) その他 詳細は入札説明書による。

# 別表1

3.(2)	入札説明書及び図書等 の交付期間	令和4年 4月28日(木)から 令和4年 6月 1日(水)までの 10時00分から16時00分まで (ただし最終日は12時00分まで) (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
3. (5)	申請書等の受領期限	令和4年 6月 1日(水) 12時00分
3. (6)	企画書及び収益施設運 営計画書の受領期限	令和4年 8月 1日(月) 16時00分
3. (7)	入札書の受領期限	令和4年10月 6日(木) 16時00分
3. (8)	開札の日時	令和4年10月 7日(金) 10時00分
4. (4)	企画書に関するヒアリ ング	令和4年 8月24日 (水) (予備日:令和4年 8月26日 (金))